

にいはま 農業委員会だより

第40号

平成29年12月1日

編集 新居浜市農業委員会
発行 新居浜市一宮町1-5-1
電話 0897-65-1313(直通)
印刷 原印刷株式会社



平成29年7月20日 第23期第1回総会

<主な内容>

◎会長挨拶・委員紹介	2P
◎委員紹介	3P
◎新委員の抱負	4P・5P
<特集：遊休農地を減らそう 6~8P>	
◎農地のあっせん・ホームページについて	6P
◎農地パトロールについて	7P
◎農地中間管理事業ほか	8P
◎意見書の提出	9P
◎農地の売買・贈与・賃借について	10P
◎農地転用許可について	11P
◎委員活動報告について	12P
◎農業者年金について	13P
◎青年農業者協議会紹介ほか	14P
◎鳥獣被害の防止について	15P
◎景観形成作物の取り組み	16P

農業委員会総会は

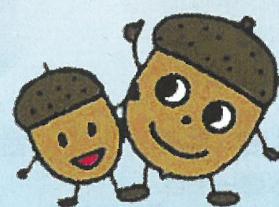
毎月**5日**です。

(ただし休日の場合は翌日となります)

農地法第3・4・5条の

申請締切は毎月**15日**ですが

異なる月もありますので、
農業委員会事務局に
ご確認ください



第二十三期農業委員会委員紹介

◆会長



藤田 幸正
垣生六丁目

農業委員の任期満了に伴い第二十三期農業委員会が発足し、農業委員の皆様のご選出を頂きまして会長に就任いたしました。

「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、農業委員の定数改正・農地利用最適化推進委員の新設が行われると共に、これまでの所掌事務に加えて「農地等の利用

◆会長代理



曾我部 英敏
北内町一丁目



山下 元
庄内町三丁目



岩崎 紀生
田の上四丁目



石山 敏夫
沢津町二丁目

の最適化の推進」が大きな使命となりました。様々な問題に直面しております新居浜市の農業ですが、農業委員・農地利用最適化推進委員が力を合わせ、農業の振興と市民が安全で安心できる新鮮な新居浜産農産物の安定的な供給と、農業者が安心して営農が継続できる農業を目標に、農業・農業者の利益代表機関としての役割を更に發揮し、本市農業の発展・振興に積極的に取り組んで参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



矢野 重明
船木



藤田 健太郎
船木



横井 直次
多喜浜一丁目



寺尾 俊行
阿島三丁目



小野 義尚
落神町



池田 辰夫
本郷一丁目



合田 有良
萩生



小野 春雄
角野新田町二丁目



近藤 美喜男
下泉町一丁目



藤田 幸隆
西喜光地町

農地利用最適化推進委員



神野 克史
久保田町一丁目



山口 三七夫
桜木町



松本 勝美
中村三丁目



渡邊 勝俊
大生院



伊藤 慎吾
大生院



井下 八郎
荷内町



高橋 繁
松神子二丁目



村上 壽一
又野二丁目



岡部 正明
垣生四丁目



岡田 充
宇高町五丁目



齋田 正司
宮原町



眞鍋 哲哉
中筋町一丁目



田坂 健次
光明寺一丁目



宇野 賀津美
船木



高橋 真次
船木



久枝 啓一
大生院



西原 實
萩生



飯尾 象司
萩生



守谷 博明
上原一丁目

第二十二期農業委員は平成二十九年七月十九日をもって任期満了となりました。お疲れ様でした。
農業に関するご相談・ご質問は各地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にお気軽にどうぞ！



**新委員
の抱負**

よろしくお願いします



岩崎 紀生 農業委員

昨年改正農業委員会法が施行されました。従来の公選制から市長任命など、制度が改正され、本市で初めての農業委員会の選任の年に、地域農業者の方々に推薦をいただき、第二十三期農業委員に就任いたしました。

今日、農業者や農業経営を取り巻く環境は大変厳しさを増しております。国は農業の競争力を強化するため、農地中間管理機構による担い手への農地の集積化・集約化を推進しています。また從来、国が提示した米の生産調整の目標数値を平成三十年産米から地域の実情に合わせ、生産者が生産調整の目標数値を定めるよう制度改正され、米の直接支払交付金を廃止する意向のようです。農業施策について、国から大きく変わろうとしている時期であります。農業者にとっては厳しい情勢になつてきています。さらには高齢化の問題、担い手不足の問題、あるいは遊休農地の拡大など大きな課題を抱えております。

こうしたなかで、農地を守りまた農地を有効に活用するために、農業委員会の役割が極めて大きくなっています。微力ではありますが、地域農業の世話役として、農業委員・推進委員の皆さんのご指導をいただきながら、地域と農業の活性化に向け、地域農

業者の方々と一緒に役割を果たして行きたいと考えております。

神野 克史 農地利用最適化推進委員

農業は生命維持に不可欠な食糧等を供給するという極めて重要な産業であるにもかかわらず、日本の食料自給率は先進国中で最低水準であり、農家の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加等が大きな問題となっています。このような状況の中、新設された「農地利用最適化推進委員」という役職に地元地域組織から推薦を頂き委嘱されました。主な職務としては、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入のため現地調査等を行う事、農地パトロール等の農地利用最適化の活動を農業委員と連携して行う事です。

新居浜市は工業都市として発展した経緯から小規模な第二種兼業農家を中心で、特に私の担当地域は旧市内とその近郊地域で、他の地域と比較しても宅地化等で農地の減少が顕著であり、小規模な分散した農地しか点在していないため、農地の集積・集約化については難しい地域です。しかし、私は土地改良区の仕事で地域の水路等の管理をしている関係で、農地とその耕作者を把握するよう日頃より務めていることに加え、農協に勤めて

全国農業新聞を購読しましょう！

「農地を守り担い手を応援する専門紙」
農業経営、暮らしに役立つ情報満載

発行日 毎週金曜日

購読料 月額 700 円（消費税込み）

購読のお申込はお近く

の農業委員・農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局までお問い合わせください。



農地基本台帳調査協力のお願い

農地基本台帳調査として

1. 世帯員及び就業状況
2. 農機具の保有状況
3. 主な販売収入
4. 借受等の意向についてなど

調査員（農業委員・農地利用最適化推進委員等）が 12月末（予定）から、お伺いするようになりますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

※問い合わせ先

農業委員会事務局（市役所 5 階）

☎ 65-1313（直通）

いた事から、地域の交流や経験、今までの農業情勢等の知識があること等を十分活かしたいと思います。また推進委員として日頃から地域を巡回する中で遊休農地を十分把握し、後継者のいない農地や高齢者が作付しているために将来遊休地になる恐れのある農地等を把握し、農地を守り、地域農業を維持していくにはどうすればいいのかを農地所有者や地域の方々と一緒に考え実践していくたいと思います。

松本 勝美 農業委員

専業農家として花木・米・麦等を三十年余り栽培してきましたが、現在はJAあかがね（産直）への出荷を主に、野菜を作っています。あかがね市の会員の中には女性も多く、その活躍ぶりは地域の農業に果たす役割は大きいものがあると感じます。

しかし、農業者の高齢化・後継者不足とそれによる遊休農地の発生等、全国的な問題は深刻で新居浜市も例外ではなく、それは我が家の問題でもあります。

このように厳しい現実は多々ありますが、作物を育てる喜び、仲間との楽しいふれあい等を通して次世代に少しでも農業の良さ・大きさを伝えることが出来ればと思います。

この度思いもかけず農業委員を努めさせていただくことになりました。男性委員さんの中の女性一人ということで、何が出来るのかわかりませんが、事務局や先輩委員さんの皆様の指導をいただきながら学びつつ、女性の立場で少しでも地域のお役に立てればと思います。

山口 三七夫 農業委員

農業の経験はありませんが、公務で土地改良事業に携わっていました。今回、公友会の推薦を戴き第二十三期の農業委員に就任いたしました。回顧すれば大事業であった県営船木地区用水改良事業（池田池改修等）の関連として、船木地区農業構造改善事業（工期昭和四十年から四十二年度、事業費約一億一千万円、事業概要…圃場整備二十五・四ヘクタール・畑地灌漑六十二ヘクタール・農道約五・二km）が船木泉川（池田池）土地改良区で実施され、三年間通つた貴重な学びの場がありました。この事業は農業基本法に基づき「零細な土地を利用した小規模農業を改善し、生産性の向上・所得の高い自立経営の育成」を目標とするものであり、現在も十分に相通ずると考えられます。

マスク等で温暖化・異常気象による災害など、特に第一次産業への影響は顕著であり、地球規模での食糧危機で将来に渡り、自給率の向上は必須条件と思われます。農業を取り巻く環境は厳しく、農業従事者の高齢化及び減少による担い手不足など、農地の荒廃・減少が進む要因となっていると思います。農地利用の最適化の推進を図り、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進等について、事務局や先輩委員のご指導をいただきながら、微力でありますが地域農家の方々と共に、環境づくりに努めてまいりたいと思つてします。

小作権の相続を忘れずに

小作権（借りている農地）の相続手続きを忘れずにお願いします。戦前から借りている農地で戦後の農地解放の際に解放されずに現在まで続いている賃貸借は、現在ではほとんどが期間の定めのない農地の賃貸借となっています。

小作している人が死亡しても、小作する権利は相続人に承継されます。遺産分割の協議の際には、小作権についての話しも忘れないで、書面に残しておくことが大切です。小作権を相続された方は、台帳名義の変更のため、農業委員会事務局に小作地相続届を提出してください。また、小作地の賃貸借を解消して農地を返還する場合には、賃貸人と賃借人との間で賃貸借契約の解約が必要になります。賃貸人と賃借人と の間で土地の返還について合意できている場合は、農地法第十八条第六項の規定による通知書を作成し、必要書類を農業委員会事務局へ提出してください。

小作地の返還には、相続人全員の承諾が必要になります。相続時にきちんと処理がなされていない場合は、何代かにわたって承諾を取る必要があります。大変な作業となる恐れもあります。小作地は法務局での相続登記の手続きもないとご相談を行つてください。

ご不明な点等ありましたら、各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局にご相談ください

《特集》遊休農地を減らそう：1

農業従事者の高齢化や農業後継者不足による遊休農地の増加等、農地の適正な利用に厳しい状況が起こっています。

今回の農業委員会だよりでは、農業委員

会の取り組みを紹介すると共に、農地の適正な利用について、皆さんと共に考えたいと思います。

農地法では第二条の二で「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならない」と定められています。

遊休農地等で雑草が繁茂してしまうと、自分の農地だけでなく、周辺の農地の利用にも支障が出る恐れがあります。適切な農地利用をお願いします。

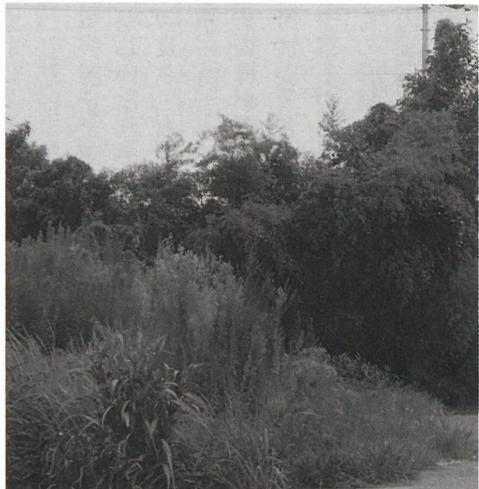
自ら耕作できないなどの理由で農地を貸したい方、新規に農業を始めたり規模を拡大するため農地を借りたい方は、各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局にご相談ください。

農地法では第二条の二で「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならない」と定められています。

遊休農地等で雑草が繁茂してしまうと、自分の農地だけでなく、周辺の農地の利用にも支障が出る恐れがあります。適切な農地利用をお願いします。

自ら耕作できないなどの理由で農地を貸したい方、新規に農業を始めたり規模を拡大するため農地を借りたい方は、各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局にご相談ください。

農地の適切な管理と あつせん相談



ホームページへのアクセス方法

新居浜市ホームページ →
組織(部・課)でさがす →
農業委員会事務局
→ 貸したい希望
の農地



農業委員会ホームページに 貸したい農地を掲載

農業委員会事務局のホームページでは、貸したい農地をご紹介しています。これは①農業委員会に直接あつせん希望の申込みがあつたもの、②農地の利用意向調査で貸し出しを希望されたもの、③農地基本台帳調査で貸し出しを希望されたものをそれぞれまとめたものです。①が五十件・②が十三件・③が三七六件の登録が有ります。なお、個人情報の保護のため、農地の所在地・現況・面積のみを掲載しています。

また農地の貸し借りには、農地法第三条の条件を満たす必要が有ります（詳しくは十ページをご覧ください）。

借りたい農地がある方、新しく貸したい農地をお持ちでホームページへの掲載をご希望の方は、農業委員会事務局までご相談ください。

農業委員会のホームページでは、農地法手続きに必要な書類をダウンロードしたり、農地法に関する情報がたくさんあります。また、総会議事録や園児招待・農業委員会だよりのバックナンバーを読むこともできますので、是非ご活用ください。

貸したい希望の農地（イメージ）

上部地区			
平成29年○月○日現在			
番号	所在地	現況	面積(m ²)
1	船木甲〇〇番〇〇	田	123
2	船木甲〇〇番〇〇	田	456
3	船木甲〇〇番〇〇	田	1,890
4	船木甲〇〇番〇〇	田	98
5	船木甲〇〇番〇〇	田	124

《特集》遊休農地を減らそう：2

農地パトロールを実施しました

平成 29 年 8 月から 9 月の間、農地パトロールを実施しました。

農地パトロールは、毎年、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の無断転用防止と早期発見を目的とし、各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員・農林水産課職員・農地整備課職員・農業委員会事務局職員で行っています。



遊休農地現地調査集計結果

(調査期間：平成 29 年 8 月～平成 29 年 9 月)

支 所	遊 休 農 地		全農地に占める 遊休農地の割合
	筆数	面積 (m ²)	
1 本 所	31	21,678.00	2.75
2 高 津	8	8,771.00	1.04
3 垣 生	45	31,266.00	4.03
4 神 郷	54	34,046.00	2.47
5 多 喜 浜	125	96,060.09	8.85
6 船 木	172	94,904.97	5.29
7 角 野	10	7,591.00	0.76
8 泉 川	38	17,886.00	1.27
9 中 萩	127	95,551.80	4.09
10 大 生 院	69	58,285.19	4.35
11 大 島	474	215,983.82	29.67
12 別 子 山	67	68,701.00	9.01
合 計	1,220	14,241,068.05	5.27

耕作を放棄されている農地は、これまで耕作を行っていた人が高齢者となったが後継者がいない場合や、大型機械が入らないといった農地の不利条件が理由のほとんどです。遊休農地は有害鳥獣の住処や通り道になる他、病害虫の発生、ゴミの不正投棄や火災の要因になるなど周辺へ悪影響を及ぼすことになります。定期的に草刈りを行うなど、農地の適正な管理をお願いします。



《特集》遊休農地を減らそう：3

農地中間管理事業について

農地中間管理事業は、農地の貸借手続きの一つであり、貸借の契約において農地中間管理機構（公益財団法人えひめ農林漁業振興機構）を間に入れると地権者に協力金（経営転換協力金、耕作者集積協力金）が交付されます。対象は農振地域の農地です。

機構では、貸したい農地を機構のホームページに公表しています。手続きは、貸付希望農用地等の機構登録申請書に農地台帳の写し等添付して、新居浜市農林水産課に提出して下さい。掲載物件には、担い手からの問い合わせがあり、貸借に至る農地も出ています。

機構との農地貸借の契約期間は五年以上を基本としていますが、農地所有者の事情によっては更に短い契約期間も可能です。ただし、地権者に協力金が交付されるには、十年以上の機構への貸し付けが必要です。

機関から農地を借り受ける担い手は、認定農業者（申請中の者も含む）、認定新規就農者（申請中の者も含む）、基本構想水準到達者として

新居浜市が認める者、人・農地プランの中心経営体、特定農業法人、集落営農法人、企業・農協等の団体です。

機構では農地中間管理事業の実施について、

新居浜市へ業務を委託しています。新居浜市が行う貸借手続きには農業委員会の協力を得ています。

農地中間管理事業の手続き等については新居浜市農林水産課にご相談ください。

市民農園の開設について

市民農園の開設方法には、①市民農園整備促進法によるもの、②特定農地貸付法によるもの、③農園を利用して農作業を行う「農園利用方式」によるものがあります。このうち新居浜市では、②③が該当します。

次に開設主体は、①地方公共団体・農業協同組合、②農家（農地所有者）、③企業・NPOがあります。

特定農地貸付けの要件としては、①十アール（千畝）未満の貸付、②相当数の者を対象とした貸付、③営利を目的としない農作物の栽培、④貸付期間については五年を超えないものとされています。

農園利用方式によるものについては、市民農園開設者と農園利用者との間で、農園利用契約が必要となりますが、開設する際の法手続きは必要ありません。

詳しい手続き等については、新居浜市農林

水産課または農業委員会までお問い合わせください。
なお、今年度新たに、新居浜市農業協同組合では、市民農園を一箇所開設されています。また新居浜市が開設し、新居浜市自然農園を育てる会が管理する自然農園は、市内に四三箇所五十四区画あります。

なあ、今年度新たに、新居浜市農業協同組合では、市民農園を一箇所開設されています。また新居浜市が開設し、新居浜市自然農園を育てる会が管理する自然農園は、市内に四三箇所五十四区画あります。



様々な作物づくりが楽しめる市民農園の様子

市長へ意見書を提出しました。

平成二十九年五月八日に第二十二期農業委員会として、議論を重ねて作成した意見書を、農業委員役員で市長に提出しました。意見書の内容は次のとおりです。

1 担い手の確保と育成

新居浜市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、農業従事者の減少による担い手不足等により深刻な状態が続き、農地の細分化、転用による農地の減少が進む大きな原因となっている。農地を保全することは、農業生産力を維持するだけでなく、環境保全機能にも寄与するため、農業従事者を含めた市民生活全般に恩恵をもたらすこととなる。そのためにも、担い手の確保と育成は急務であり、次の支援策を講じること。

- (1) 新居浜市の現状を把握し、青年就農給付金事業、ハウスの設置補助の外、農業機械、所得、農地の集積に対する支援の対策を実施すること。
- (2) 定年退職者を含めた新規就農者を確保するため、農業関係団体等が連携しながら、農業従事者への営農環境を整え、生産意欲を高め、所得向上が図れる体制づくりの支援の対策を実施すること。また、新規就農者に対して、実際に営農されている農業従事者の元で、経営、営農指導が学べる研修制度を実施すること。
- (3) すでに、農業経営を行っている農業従事者に対して、農地を守っている農家を助けるため、農業関係団体等が連携協力し、農作業の請負を行うような対策を実施すること。

2 地産地消の推進と食育の充実

新居浜市は小規模農家が多く、また、工業都市であり消費地としての性格も併せ持つており、地元農産物を地元で消費する地産地消には非常に適合した地域であると言えるが、農作物直売所では、農業従事者の高齢化によつて生産者が少なく、品数が少ない等問題点もある。地産地消の推進は、農業従事者と消費者の結びつきの強化や地域の活性化に繋がることから、次の支援策を講じること。

(1) 学校給食へ新居浜農産物が活用されるため、関係機関と協力して、更なる利用、新居浜産農作物を使つた献立を実施する。

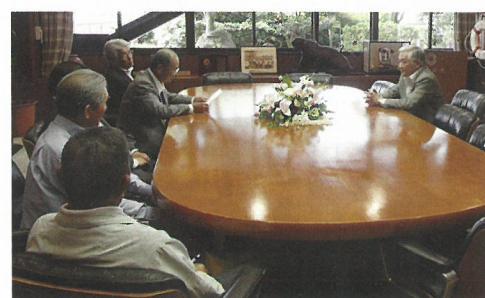
(2) 安全で安心できる新鮮な新居浜産農産物を販売する農産物直販所の利用促進を図るため、関係機関が連携してイベントや市民へのPR活動を強化し、消費者のニーズにあつた新居浜産農産物を安定的に提供できる体制づくりを図ること。

(3) 新居浜産農作物の販路拡大と消費拡大、農業所得の向上を図るために、ふるさと納税返礼品として農作物の拡充を行うこと。

4 計画的な農業生産基盤整備の実施

良好な営農環境を保持する上で必要不可欠な農業水利施設の維持・整備について、農業振興地域内農用地区域を優先した事業計画を策定し、国・県に対しても必要な事業の実施を継続的に要望すると共に、市も計画的に事業を実施し、次の支援策を講じること。

- (1) 農業の発展と農地を集積し効率的な農業經營が行える生産基盤の整備が必要であることから、各土地改良区の実情に応じた維持管理と軽微な基盤整備を実施すること。
- (2) 標準的な耐用年数を経過している、老朽化した農業用用排水路、農道の改良への予算の増額を図るよう要望する。



を入れ、次の支援策を講じること。

- (1) 有害鳥獣から農地を防護するための対策の予算措置を実施すること。新居浜市内の有害鳥獣対策モデル事業の実施、ロケット花火や爆竹の購入の補助、企業の協力、電気柵等地域での防護の啓発運動、有害鳥獣防護に対する支援策の強化を図ること。
- (2) 有害鳥獣駆除には、関係機関との連携が不可欠であるが、獵銃使用者の高齢化と減少により、後継者の育成、確保が課題となつていて。有害鳥獣駆除対策のために、広報誌等で狩猟免許について周知し、新たに狩猟免許取得に係る費用の一部を補助すること。また、市内に設置している箱わなの管理等、体制の強化を図ること。

農地の売買・贈与・貸借等には農業委員会の許可が必要です

農地の売買・贈与・貸借などを行う際には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けない行為については無効となりますのでご注意ください。

農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべての条件を満たす必要があります。

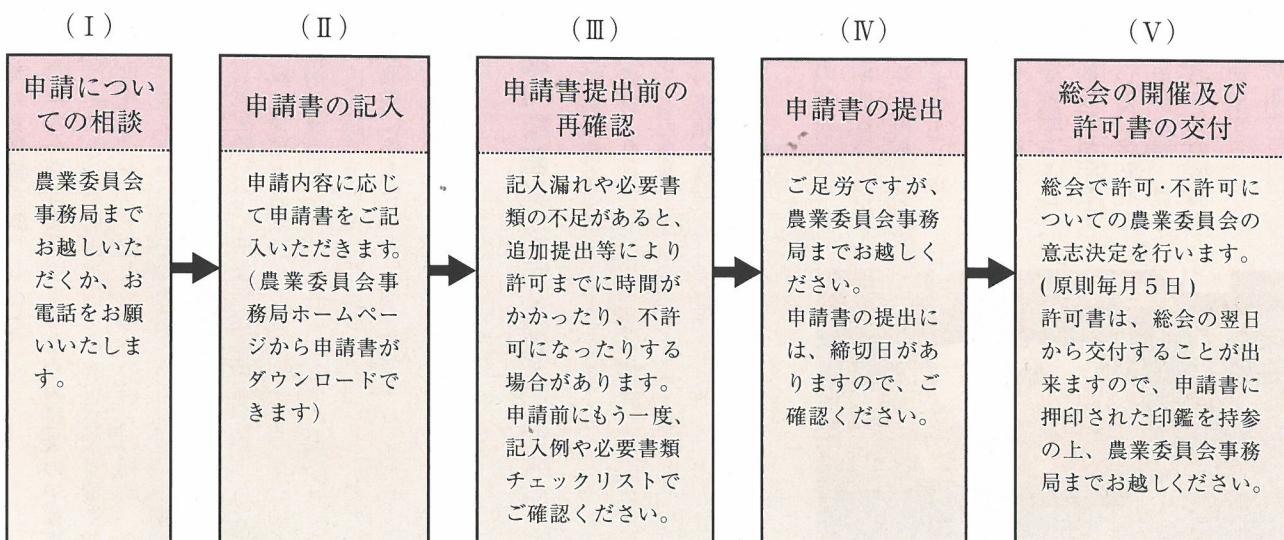
- ① 申請を行う農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。**(全部効率利用要件)**
- ② 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。**(農地所有適格法人要件)**
- ③ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。**(農作業常時従事要件)**
- ④ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。**(下限面積要件)**
- ⑤ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。**(地域との調和要件)**

※下限面積は、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみて、農業委員会で面積を定めることとなっています。新居浜市内の下限面積は全域で30アールに設定されています。

農地法第3条許可事務の流れ

新居浜市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を20日と定め、迅速な許可事務に努めています。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。



農地転用には許可が必要です!

農地転用制度は、食糧の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図ることを目的としており、農地転用する際には、あらかじめ愛媛県知事の許可を受ける必要があります。転用許可是農業委員会で申請内容を審議した後、愛媛県へ進達します。なお、農地を転用して住宅等を建築する場合は、農地法以外にも農業振興地域に関する法律（農振法）や都市計画法などの他法令によって、建設等が規制される場合があります。他法令による許認可等が得られる見通しがない場合は農地転用の許可がされませんので、農地転用の際には、必ず関係機関と事前協議を行ったうえで申請してください。

※農地転用申請書等の作成を行政書士でない人が、依頼を受け報酬を得て、業として行うことは、法律により禁止されていますので、代行申請を依頼される場合は、必ず行政書士にご相談ください。



もしも・・・
許可を受けずに転用したり、
許可どおりに転用しなかったら・・・



許可を受けずに農地を転用した場合や、許可申請書に添付した事業計画どおりに転用事業を行っていない場合には、農地法に違反することとなります。その場合、知事は、工事の中止や原状回復等の命令を行うことができることとされています。また、罰則の規程もありますのでご注意ください。

なお、許可後において転用目的を変更する場合、事業計画の変更等の手続を行い県知事の承認を受ける必要がございますのでご注意ください。



先進地視察研修



京都府農林水産部農林センターは、京都府の農業および林業部門の実用研究部門です。作物の栽培研究に加え、京野菜など高品質な農林産物生産の課題解決に取り組むと共に、鳥獣害対策などを通じて地域環境の維持・保全に向けた取り組みを支援しています。



- 実際の施設による説明で設置上の注意点や要領を詳しく聞けて大変良かった。
- 鳥獣の習性を利用して効率よく侵入を防ぐ防止柵の選定をすることが重要であると考えさせられた。
- 獣は誘引物があると電気が流れている柵を超えることが有り、電気柵に触れたまま誘引物を食べ続けている姿が目撃されていることは衝撃的であった。

研修日
平成二十九年四月十二日から十三日
研修先
京都府農林水産部農林センター（京都府亀岡市）
農協市場館「六甲のめぐみ」（兵庫県神戸市）

研修を受けての感想・意見

研修を受けての感想・意見

- 客の多さ、レジ待ちの列の長さに圧倒された。
- 商品の数も多く、値段もそこそこで、これであれば来客数の多さも納得できる。
- 地産地消の原則を大切にして、新居浜市にもJA等を中心に大型の直販施設が必要だと感じた。
- 組織がしっかりとしており、各委員会が機能しており、品質のチェックが確実にされている。
- 若者が魅力を感じる農業について、新居浜市でも知恵を出し合って進めたい。
- 新居浜市は消費地であるので、直販施設の建設により農家の所得向上と消費者の利便性の向上が図れると思う。
- 多くの消費者がいて、理念・商品などが充実した内容であれば、多少距離があっても内容の有る実績を上げることが証明されていると感じるものであった。

農協市場館六甲のめぐみは、平成 17 年に開業し現在売り場面積約 800 m² の全国最大級の大型直売店。27 年度は 75 万人の来場者が有り、農業所得の向上、地域農業の発展、都市と農村を繋ぎ社会貢献する事を目標に活動を行っています。



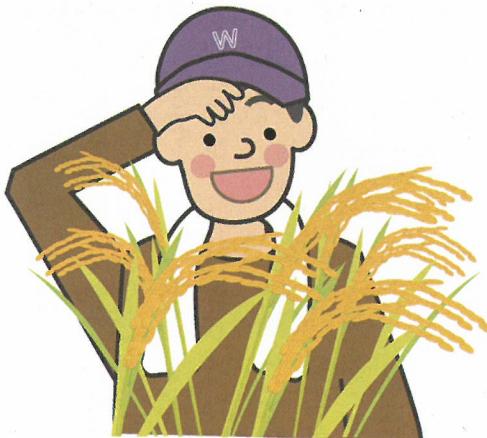
農業者年金

積立方式の「確定拠出型」



年金資産は安全性重視で運用、少子高齢化時代に強い年金。

農業者年金は積立金と運用益で受け取る年金額が決まり
制度の安定性が損なわれません。農業者年金は安心です。



**農業者の方なら
広く加入できます**

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

- 積立方式で安心
- 加入・脱退も自由
- 保険料は全額社会保険料控除
- 保険料はいつでも変更できる
- 農業の担い手には保険料補助
- 終身年金80歳までの死亡一時金あり

あなたの老後は大丈夫？

老後はお金の心配をせずに暮らしたい。しかし、予測不能な経済変動や思わぬケガや病気もあります。国民年金（基礎年金）だけでは、やはり不安が残ってしまいます。

メリットがたくさんある農業者年金に加入して安心でゆとりある豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金に加入すれば ~農業者年金の支給額（年額）の試算~

加入年齢	納付期間	年金額（年額）		平均余命までの受給総額	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	76万円	63万円	1,628万円	1,713万円
30歳	30年	50万円	42万円	1,080万円	1,137万円
40歳	20年	30万円	25万円	640万円	673万円
50歳	10年	13万円	11万円	285万円	300万円

*この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.20%となった場合の試算です。受け取り総額は65歳での農業者年金加入者の平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

*運用利回りは、加入後の経済変動などにより上下します。制度発足以降の14年間(H27年まで)の運用利回りの平均は、年率2.73%です。

*予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成29年度は0.20%となっています。

*各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

※全国農業会議所発行全国農業図書より引用

農業者年金の内容、加入手続きについては、JA又は農業委員会にお問い合わせください。

青年農業者を紹介します

農業は人の力を作る産業です。農作物には人のエネルギーが詰まっています。このコーナーでは、農業に取り組む若い担い手にインタビューしたいと思います。

新居浜市青年農業者協議会

農地は皆で守るもの

氏名	主な農産物
藤田 準(会長)	水稻・露地野菜
三船 一良	養豚
宮部 真司	菌床椎茸
高石 直也	露地野菜
伊東 克	露地野菜
神野 国彦	水稻
波片 仁志	露地野菜
眞鍋 秀大	施設野菜・水稻
岡田 昂大	野菜
白石 裕晃	露地野菜

会員の構成は?
新居浜市青年農業者協議会は現在会員十名。四十歳代までの青年農業者が集まって、新居浜市の農業経営について真剣に取り組んでいます。目的や悩みなど聞いてみました。

今後取り組みたいことは?
新居浜市ではどうしても、工業が第一でその他他の産業は下に見られがちです。正直悔しい。農業の経営の安定を図り、しっかりといた基盤を作るにはどうすれば良いのか。こうしたことを仲間と共に研究したいですね。

会員には新規就農者もいれば、先代から農業を継いだ人もいて、取り組んでいる農産物も畜産・米・ネギ・野菜など様々です。農業後継者が少なくなった現代ですが、構成員は専業農家に限っています。新居浜市で農業を行いながら、何か取り組むものを探して行こうというのがコンセプトです。

ありがとうございました。

会の目的は?

規約には農業の活性化とか後継者の育成とか載せてますが、基本的にはみんなで協力して、農地の確保や経済的な農業経営の方法の研究でしょうね。

活動としてはどんなことを?

それぞれ忙しい時期が違うため、なかなか難しいのですが、研修とそれぞれの産物を持ち寄つて産直市の参加は行っています。研修ではなるべく共通項目を探して視察を行ったりしています。

活動での悩みは?

やはり農業や農地に対するジエネレーションギヤップでしょうね。特に新規就農の場合は、地元農家や地主の方との考え方の違いで、大変苦労します。若い農業者を受け入れることに戸惑いもあると思います。でも、いずれ自分たちが動けなくなつた時、後継者がいない農地は死んでしまいます。もちろん若者もそこに骨を埋めるつもりで真剣に取り組む必要があります。大切なのは、皆で協力して農地と農業を守ること。そのためにもおおらかな心で、後押ししてやろうくらいの気持ちが頂けたら若者もずいぶん助かると思います。

耕作放棄地解消促進事業で購入 大型トラクターの稼働が大幅アップ

平成二十五年度に「耕作放棄地解消促進事業」で購入された大型トラクターの稼働が大幅に増加しています。

平成二十九年度は八月までの各月の稼働が前年を上回っており、件数で七十四件・面積で十ヘクタール以上を除草、特に雑草が繁茂する八月には、前年比件数で四倍弱・面積で五倍弱の耕作放棄地解消に利用されました。農業委員会では雑草の苦情を受けた耕作放棄地の所有者や耕作者に、農地の適正な管理のお願いを行っていますが、その効果も反映されていると考えられます。



H29年度大型トラクター稼働 (H28年度比)

	29年度		28年度		対前年度比	
	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積
4月	7	0.66	3	0.52	223%	127%
5月	10	1.63	8	1.06	125%	153%
6月	10	1.14	8	1.05	129%	108%
7月	24	3.81	23	3.39	104%	117%
8月	23	3.14	6	0.64	383%	494%

鳥獣の生態や特徴を正しく理解し、被害対策に取り組みましょう

年々、鳥獣による農作物の被害が増加しています。そこで今回、イノシシとサルの事例について紹介します。

イノシシの特徴・生態

- ・昼夜を問わずエサを求めて活動します。
- ・跳躍力に優れ、助走なしで 1m、よじ登ることができれば 2m の高さを乗り越えます。
- ・嗅覚は犬なみで、鼻で 70kg 程度のものを簡単に動かします。



主な対策

防護柵

トタン板・金網フェンス・ワイヤーメッシュ・電気柵等で農地を囲む。(定期的に草刈り等を行う。かみ切られたネットは補修する。防護柵のコーナーはしなりが悪いため、網は余裕をもって張る。)

追い払い

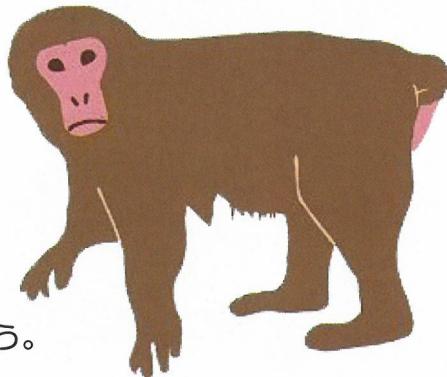
サルに「**キケン**」を覚えさせる。集落の住民が連携して追い払う。

- ・ロケット花火で狙う。(本気で)

※被害対策は、集落ぐるみで取り組むと効果的です。最初から完全に被害を防ぐ事はできません。対策が失敗しても諦めず、失敗の原因を探り、改善策を探り、粘り強く続けることが大事です!

サルの特徴・生態

- ・主に日中に活動します。休息、睡眠、毛づくろいなどの社会行動を織り交ぜながら、一定の行動域の中で移動し、特に朝と夕方に食物を摂取しています。
- ・危険を感じたときは高い所に逃げる習性があります。
- ・一旦慣れると大胆に行動するため、人慣れが進むと追い払いが難しくなります。



農林水産課よりお知らせ

就農希望者等を対象とした「就農相談会」を毎年2月に開催いたします。詳細は市政だより2月号等でご案内いたしますので、農業に興味のある方のご参加をお待ちしております。

認定農業者になりませんか?

認定農業者制度は、農業経営の改善(所得の向上)に向けた取組を行うための自らの創意工夫に基づいた意欲的な計画を市が認定します。認定農業者を希望される方はご相談ください。

農業次世代人材投資事業が開始されております。原則 45 歳未満で農業を始められる方等が対象(その他要件あり)です。受給を希望される方はご相談ください。

※問い合わせ先 農林水産課 農政係(市役所 4 階) ☎ 65-1262 (直通)

景観形成作物の取り組み

増加する遊休・荒廃農地の発生防止対策として、景観形成作物（ポピー・コスモス）を植えることにより、農地所有者に警鐘をならし、農地性の保全、園児に自然体験学習を通じての心の健全育成に役立てもらうことを目的としています。

船木地区



耕種
除草剤散布
起き



園児招待

川東地区



耕種
ま
圃場
起き
管理



中萩地区



耕起・種まき



園児招待



現在、市内 3ヶ所で行っております。実施場所等
詳しい情報は新居浜市のホームページをご覧ください。
<http://www.city.niihama.lg.jp/>